

告 示

埼玉県告示第千十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

川村 大輔

ロ 事務所の名称

つくよみ行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県川口市芝中田一丁目二十五番三―三〇六号ウインベルデュエット川口

ニ 登録番号

第一三一三〇〇四二号

二 処分をした年月日

平成二十八年七月二十九日

三 処分の内容

一年間の業務の停止（平成二十八年八月十日から平成二十九年八月九日まで）